

〈ナント〉Cotoca 会員規程改定内容

改定後	改訂前
<p>第1条（適用範囲等）</p> <p>1. Cotoca（以下、「本カード」といいます。）とは、株式会社南都銀行（以下、「当行」といいます。）と南都カードサービス株式会社（以下、「当社」といいます。）が、共同で発行するカードをいい、本カードは当行の「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「ICキャッシュカード特約」、「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」（以下、併せて「カード規定等」といいます。）に定めるサービス（以下、「キャッシュカードサービス」といいます。）と当社「南都VISAカード&南都マスターカード会員規約」（以下、「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下、「クレジットカードサービス」といいます。）を、一本化し、双方の機能を1枚で提供します。</p> <p>2. 「〈ナント〉Cotoca会員規定」（以下、「本規定」といいます。）、「カード規定等」および「会員規約」等を承認のうえ、当行に本カードの利用を申込み、当行と当社が認めた方（以下、「会員」といいます。）に対して、本カードを発行し貸与します。</p> <p>（略）</p>	<p>第1条（適用範囲等）</p> <p>1. Cotoca（以下、「本カード」といいます。）とは、株式会社南都銀行（以下、「当行」といいます。）と南都カードサービス株式会社（以下、「当社」といいます。）が、共同で発行するカードをいい、本カードは当行の「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「ICキャッシュカード特約」、「<u>生体認証規定</u>」、「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス規定」（以下、併せて「カード規定等」といいます。）に定めるサービス（以下、「キャッシュカードサービス」といいます。）と当社「南都VISAカード&南都マスターカード会員規約」（以下、「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下、「クレジットカードサービス」といいます。）を、一本化し、双方の機能を1枚で提供します。</p> <p>2. 「〈ナント〉Cotoca会員規定」（以下、「本規定」といいます。）、「カード規定等」および「会員規約」等を承認のうえ、当行に本カードの利用を申込み、当行と当社が認めた方（以下、「会員」といいます。）に対して、本カードを発行し貸与します。<u>なお、本カードのキャッシュカード機能は、お取引の際に生体認証が必要となるICキャッシュカードとなります。</u></p> <p>（略）</p>
<p>第3条（カードの作成および交付）</p> <p>（略）</p> <p>5. 本カードの発行が認められなかった方には、ICキャッシュカードを交付します。なお、すでに決済口座の（IC）キャッシュカードをお持ちの方につきましても、別途、新ICキャッシュカードを発行するものとします。なお、旧（IC）キャッシュカードについては、新ICキャッシュカードのキャッシュカードサービスを利用した時点で失効するものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第3条（カードの作成および交付）</p> <p>（略）</p> <p>5. 本カードの発行が認められなかった方には、ICキャッシュカードを交付します。なお、すでに決済口座の（IC）キャッシュカードをお持ちの方につきましても、別途、新ICキャッシュカードを発行するものとします。なお、旧（IC）キャッシュカードについては、新ICキャッシュカードのキャッシュカードサービス（<u>生体認証登録を含む</u>）を利用した時点で失効するものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第4条（カードの利用・機械の誤操作について）</p> <p>1. 本カードのご利用にあたっては、カード表面の記載に従いクレジットカードサービスとICによるキャッシュカードサービスおよび磁気ストライプによるキャッシュカードサービスを、それぞれ間違いのないように利用してください。</p> <p>（略）</p>	<p>第4条（カードの利用・機械の誤操作について）</p> <p>1. 本カードのご利用にあたっては、カード表面の記載に従いクレジットカードサービスと<u>生体認証またはIC</u>によるキャッシュカードサービスおよび磁気ストライプによるキャッシュカードサービスを、それぞれ間違いのないように利用してください。</p> <p>（略）</p>